

令和3年5月28日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	7
日程の追加	7
議長辞職の件	8
議長の選挙	9
日程の追加	10
副議長辞職の件	10
副議長の選挙	12
常任委員会委員の選任	12
日程の追加	13
会議録署名議員の追加指名	13
管理者提出議案の報告	14
管理者の挨拶	14
小櫃市郎議員の緊急質問の申出	15
日程の追加	16
小櫃市郎議員の緊急質問	16
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	19

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
閉 会	2 3

秩広組告示第15号

令和3年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年5月21日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和3年5月28日（金）午前10時

2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

3. 付議議案

- (1) 議案第6号 専決処分について
- (2) 議案第7号 専決処分について
- (3) 議案第8号 ちちぶ広域消防防災拠点施設条例
- (4) 議案第9号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

令和3年5月28日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

令和3年5月28日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 議案第6号 専決処分について
- 第 8 議案第7号 専決処分について
- 第 9 議案第8号 ちちぶ広域消防防災拠点施設条例
- 第10 議案第9号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

(開会 午前9時54分)

出席議員 (16名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	赤岩秀文	議員
5番	木村隆彦	議員	6番	本橋貢	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	関根修	議員
11番	林豊	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	14番	染野光谷	議員
15番	笠原義行	議員	16番	出浦正夫	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

北堀篤	管 理 者
大澤タキ江	副 管 理 者
富田能成	理 事
石木戸道也	理 事
森真太郎	理 事
富田豊彦	事 務 局 長
根岸仁	会 計 管 理 者
町田進	消 防 長
小茂田浩	総 合 調 整 幹 兼 長 消 防 署
柴岡康夫	水 道 局 長
柳井戸直樹	事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長
野澤好博	事 務 局 次 長 兼 一 所 長 秩 父 夕 夕 一 所 長
原島健	事 務 局 技 術 監 兼 生 長 秩 父 夕 夕 一 所 長
黒沢敬三	消 防 本 部 次 長 兼 監 危 機 防 災 管 理 兼 監

山	中	寛	美	専	門	員	兼	警	防	課	長		
中	村		智	水	道	局	次	長	兼				
				西	秩	父	事	務	所	長			
古	屋	敷	光	芳	水	道	局	次	長	兼			
					水	道	局	次	長	兼			
					経	営	企	画	課	長			
新	井	伴	明	水	道	局	技	監	兼	浄	水	課	長
加	藤	好	一	総	務	課	長						

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書	記	長
横	田	真	一	書		記

午前9時54分 開会

○開会・開議

議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年5月秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（四方田 実議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（四方田 実議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました笠原義行議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

15番 笠原義行議員

以上です。

議長（四方田 実議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（四方田 実議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

8番 浅海 忠 議員

9番 黒澤 克久 議員

10番 関根 修 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（四方田 実議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長(四方田 実議員) 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に常任委員会委員の選任及び特別委員会委員の選任を行いましたので、ご報告いたします。

小鹿野町選出の高橋耕也議員の議員辞職に伴い、3月29日付で小鹿野町選出の笠原義行議員を総務常任委員会委員及び議会改革調査研究特別委員会委員に、指名により選任いたしました。

また、5月21日付、秩父市選出の浅海忠議員から議会改革調査研究特別委員会委員を辞任したい旨の申出がありましたので、秩父広域市町村圏組合議会委員会条例第11条の規定により許可いたしました。これに伴い、同日付で秩父市選出の赤岩秀文議員を議会改革調査研究特別委員会委員に指名により選任したので、ご報告いたします。

次に、議会改革調査研究特別委員会の正副委員長について、ご報告いたします。去る5月18日に開催された議会改革調査研究特別委員会において、浅海委員長から委員長辞職願が、新井副委員長から副委員長辞職願が提出されたことから、正副委員長の互選が行われ、新たに黒澤克久議員が委員長に、本橋貢議員が副委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

次に、管理者より令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

(議長、副議長と交代)

副議長(赤岩秀文議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

副議長(赤岩秀文議員) ただいまの休憩中に議長の四方田実議員から議長辞職願が出されております。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(赤岩秀文議員) ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○議長辞職の件

副議長(赤岩秀文議員) 地方自治法第117条の規定により、四方田実議員の退席を求めます。

(12番 四方田 実議員退席)

副議長(赤岩秀文議員) まず、書記に辞職願を朗読させます。

(横田真一書記登壇)

横田真一書記 ……(朗読)……

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月28日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 四方田 実

秩父広域市町村圏組合議会

副議長 赤岩秀文様

副議長(赤岩秀文議員) お諮りいたします。

四方田実議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(赤岩秀文議員) ご異議なしと認めます。

よって、四方田実議員の議長の辞職を許可することに決しました。

四方田実議員の入場を求めます。

(12番 四方田 実議員入場)

副議長(赤岩秀文議員) ただいま四方田実議員の議長辞職について許可されました。

四方田実議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

(12番 四方田 実議員登壇)

12番(四方田 実議員) 一言ご挨拶を申し上げます。秩父広域市町村圏組合発足50年という大変節目な年でございました。その中でコロナ禍でいろんな行政視察やその他もろもろの行事が中止されたり縮小なども行われた中で、また水道料金の改定についてのいろんな議論もありました。そんな中で議員の皆様方、また参与席、事務方の皆様方のご協力とご支援により職務が全うできました。これもひとえに皆様方のご支援のたまものと、ありがたく感謝を申し上げる次第でございます。今後また広域市町村圏組合議員として、1市4町のために一生懸命力を注ぎたいと考えております。

変わりませず皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。
大変ありがとうございました。（拍手）

副議長（赤岩秀文議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長の選挙

副議長（赤岩秀文議員） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、笠原義行議員において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、笠原義行議員において指名することに決しました。

それでは、15番、笠原義行議員お願いいたします。笠原議員。

15番（笠原義行議員） ただいまご指名をいただきました15番の笠原義行でございます。議長につきましては、秩父市議会選出の浅海忠議員を推薦いたします。議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

副議長（赤岩秀文議員） ただいま笠原義行議員において指名をされました浅海忠議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいただきました浅海忠議員が議長に当選されました。

当選された浅海忠議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

8番、浅海忠議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。浅海議員。

(8 番 浅海 忠議員登壇)

8 番 (浅海 忠議員) 8 番、浅海忠でございます。ただいま皆様からのご推挙をいただきまして、秩父広域市町村圏組合議会議長に指名をいただきました。大変ありがとうございました。四方田議長、2 年間大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

今秩父広域市町村圏組合も、今回新しい管理者を迎え、また新たな議会として活動が始まります。秩父地域 1 市 4 町の地域住民の安心と安全を守るために、議会、そしてまた執行部が一体となり活動していきたいと思えます。そして、公正、公平な議会運営に努めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。(拍手)

副議長 (赤岩秀文議員) 浅海議長、議長席にご着席願ひます。

(副議長、議長と交代)

議長 (浅海 忠議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 09 分

再開 午前 10 時 10 分

議長 (浅海 忠議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

議長 (浅海 忠議員) ただいまの休憩中に副議長の赤岩秀文議員から副議長辞職願が出されております。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長 (浅海 忠議員) ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○副議長辞職の件

議長 (浅海 忠議員) 地方自治法第 117 条の規定により、赤岩秀文議員の退席を求めます。

(4 番 赤岩秀文議員退席)

議長 (浅海 忠議員) まず、書記に辞職願を朗読いたさせます。

(横田真一書記登壇)

横田真一書記 …… (朗読) ……

辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月28日

秩父広域市町村圏組合議会

副議長 赤 岩 秀 文

秩父広域市町村圏組合議会

議長 浅 海 忠 様

議長（浅海 忠議員） お諮りいたします。

赤岩秀文議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、赤岩秀文議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

赤岩秀文議員の入場を求めます。

（4番 赤岩秀文議員入場）

議長（浅海 忠議員） 赤岩秀文議員の副議長辞職について許可されました。

赤岩秀文議員、登壇してご挨拶をお願いします。

（4番 赤岩秀文議員登壇）

4番（赤岩秀文議員） 昨年、ちょうど1年前になりますが、皆様のご推薦とご同意をいただきまして、副議長職を務めることになりました。そして、1年たちまして本日辞職という形ではございませんけれども、このコロナ禍の中で議会以外の公務はまずほとんどございませんでした。1度あったといえば、消防の庁舎の竣工式だったと思います。しかしながら、私が出番がないということは、四方田議長が事故なく議長職を遂行できたことと心からお喜びを申し上げたいな、このように思うわけでございます。今後につきましては、広域議会の議員の一人として誠意を持ってしっかりと議員の職を務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。昨年ご推薦、ご同意いただきました広域議員の皆様、そしてご協力いただきました広域市町村圏組合の職員各位の皆様には、心より改めて御礼を申し上げまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（浅海 忠議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長の選挙

議長（浅海 忠議員） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、10番、関根修議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました関根修議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました関根修議員が副議長に当選されました。

当選された関根修議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

10番、関根修議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（10番 関根 修議員登壇）

10番（関根 修議員） ただいまご推挙いただきました横瀬町選出の関根でございます。浅海議長を補佐して広域行政が円滑に進むように、議会のチェック機能を十分発揮できるように尽力したいと思っておりますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○常任委員会委員の選任

議長（浅海 忠議員） 次に、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、総務常任委員会委員に

2番	山中	進	議員	3番	黒澤	秀之	議員	6番	本橋	貢	議員
8番	浅海	忠		9番	黒澤	克久	議員	11番	林	豊	議員

13番 新井利朗議員 15番 笠原義行議員

以上8名を

厚生衛生常任委員会委員に

1番 上林富夫議員 4番 赤岩秀文議員 5番 木村隆彦議員

7番 小櫃市郎議員 10番 関根修議員 12番 四方田実議員

14番 染野光谷議員 16番 出浦正夫議員

以上8名をそれぞれ指名いたします。

なお、ただいま選任いたしました各常任委員は、次の休憩中に委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選をいただき、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時28分

議長（浅海 忠議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長 笠原 義行議員 副委員長 本橋 貢議員

厚生衛生常任委員会委員長 木村 隆彦議員 副委員長 四方田 実議員

以上のとおりであります。

○日程の追加

議長（浅海 忠議員） お諮りいたします。

会議録署名議員でございますが、私、浅海忠が議長に就任いたしましたので、この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加することに決しました。

○会議録署名議員の追加指名

議長（浅海 忠議員） 会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

11番 林 豊 議員

をお願いいたします。

○管理者提出議案の報告

議長（浅海 忠議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（浅海 忠議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきたいと存じます。本日ここに秩父広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から本組合の事務事業の推進に当たりご尽力を賜っておりますことに、心からお礼を申し上げる次第でございます。

私は、去る5月1日に秩父市長に就任いたしました北堀篤でございます。そして、5月14日、組合理事会におきまして、理事の皆様のご賛同を賜り、本組合の管理者に就任をさせていただくことになりました。今後1市4町で組織いたしますこの秩父広域市町村圏組合の長として、その重責を担い、新しい体制で本組合のかじ取りを行ってまいりたいと存じます。理事の皆様や議会議員の皆様には、格別なるご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

市長就任に当たっても申し上げておりますが、このコロナ禍の中、地域住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、経済の活性化、雇用の創出、道路やインフラの整備、財政の健全化など、幅広い視点で政策を進める必要がございます。住民目線に立ち情報公開を積極的に推進するとともに、何事にもスピード感を持って対応し、行政が持っている資産を有効に活用するなど、大胆に変える姿勢で臨みます。財政の健全化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、新型コロナウイルス感染症対策については、秩父郡市の医師会にご協力いただくとともに、国や県との協力のパイプを最大限に生かし、ワクチン接種を希望される方が確実に接種できるよう、秩父地域におけるコロナ対策を整備していきたいと考えております。

ご案内のとおり、秩父広域市町村圏組合は10の事業を共同処理しております。発足して50年の歴史がある一部事務組合でございます。広域行政は、一つの市、町では解決でき得ない行政課題に対し、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、市町が協力して実施することにより、効率的でかつ

質的にも向上した事務事業が可能となるものであり、地域住民に対して、より効率的で合理的な行政サービスが提供できるところに、その存在意義があると思っております。今後とも1市4町が胸襟を開きパートナーシップを持って、広域行政、広域的な姿勢に立ったまちづくりに取り組んでいくことが必要であると考えております。秩父地域は、この広域事業を推進するに当たり、ハード事業は秩父広域市町村圏組合、ソフト事業はちちぶ定住自立圏と大きな2本柱を持っております。これを最大限に活用することで、秩父地域の活性化を図っていきたいと思っております。当組合で行っているごみの収集、処理をはじめ、火葬場、消防、救急、救助、水道事業は、このコロナ禍にあっても継続が求められ、地域住民のため休むことのできない事業であることは言うまでもありません。今後とも事業の実施に当たり、万全を期してまいりたいと思っております。

さて、このたび新たに組合議会議員となられた小鹿野町選出の笠原義行議員には、当組合の行政の推進に対してご指導をいただきたいと存じます。また、ただいま議長に秩父市議会選出の浅海忠議員が、副議長には横瀬町選出の関根修議員が選出されるとともに、正副常任委員長もそれぞれ選任をいただき、今後の組合議会の円滑な運営のためにご活躍をいただきますとともに、深く敬意を表す次第でございます。

それでは、本日執行部でご提案をいたします議案の概要について、ご説明をさせていただきます。本日臨時会でご審議いただきます議案は4件でございます。

まず、議案第6号及び第7号の専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）を3月31日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を得たいというものでございます。

次に、議案第8号 ちちぶ広域消防防災拠点施設条例につきましては、令和2年度に整備いたしました消防防災拠点施設の利用に当たり、条例を制定したいものでございます。

次に、議案第9号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員が辞職により不在となっておりますので、後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当者からご説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、議員各位におかれましては、市町の6月議会を控え何かとご多忙な時期だと存じますが、健康には十二分にご留意をいただき、ご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、管理者の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○小櫃市郎議員の緊急質問の申出

（「議長」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 7番、小櫃市郎議員。

7番（小櫃市郎議員） 7番、小櫃でございます。議長において、私、小櫃でございますけれども、管理者に対し緊急質問をさせていただきたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

議長（浅海 忠議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

議長（浅海 忠議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

議長（浅海 忠議員） ただいま7番、小櫃市郎議員から緊急質問したい旨の同意を求められました。小櫃市郎議員の緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は起立により行います。小櫃市郎議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立です。

よって、可決されました。

よって、小櫃市郎議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことは許可されました。

○小櫃市郎議員の緊急質問

議長（浅海 忠議員） 小櫃市郎議員の発言を許可いたします。

7番、小櫃市郎議員。

7番（小櫃市郎議員） 7番、小櫃でございます。管理者に質問をさせていただきます。

本年2月に令和3年度予算が成立しておるわけでございます。そんな中で多くの事業を盛り込んでいただき、1市4町の発展に欠かすことのできない予算でございました。そういう中で管理者も新しくなったわけでございますので、この令和3年度の予算について着実に執行していただけるかについて質問をさせていただきます。お願いします。

議長（浅海 忠議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 ただいま小櫃議員のご質問でございますけれども、令和3年度、それぞれ皆さん方が、私が就任する前の議案、そしてまた可決ということでございますので、それは皆さんのご同意

を得てご承認いただいておりますので、それは従来どおり予算執行させていただきます。

以上です。

議長（浅海 忠議員） 7番、小櫃市郎議員。

7番（小櫃市郎議員） ありがとうございました。終わりです。

議長（浅海 忠議員） 以上で緊急質問を終結いたします。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） これより議案審議に入ります。

議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 議案第6号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。本一部改正条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

一部改正の概要につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法中の新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことから、議案第6号参考資料、本条例新旧対照表のとおり、法律に規定する定義と同様の定義に改めたいものでございます。

本条例は、公布日の令和3年3月31日から施行し、法律の施行日であります令和3年2月13日から適用させていただきます。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（浅海 忠議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(浅海 忠議員) 総員起立であります。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(浅海 忠議員) 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 議案第7号 専決処分につきましてご説明申し上げます。

議案第7号 専決処分につきましては、令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4回)を専決処分書のとおり、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めたいものでございます。

令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算書(第4回)、1ページをお開きください。本補正予算は、第1条のとおり繰越明許費の追加をするもので、3ページの第1表、繰越明許費補正にございますように、消防費に係る負荷開閉器・高圧引込ケーブル更新工事205万1,000円を追加するものでございます。秩父消防本部で施工しました高圧受電設備高圧気中負荷開閉器・高圧引込ケーブル更新工事が、新型コロナウイルス感染症対策による国の緊急事態宣言の延長により、設備設置等における関係事業者の許可に遅延が生じたことから、工期内の完了ができなくなりましたので、工期を令和3年7月30日まで延長したものでございます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(浅海 忠議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番(黒澤秀之議員) 3番、黒澤です。1点ほど質問させていただきます。先ほどの議案説明では、コロナで設置が遅れたという説明がございましたが、この補正予算、2月12日の定例会、第1回で

補正予算出たわけで、年度内ということになりますと、3月、それから2月の半分ということで、入札、それから執行ということになりますと、1か月半で処理をしなければいけないという形になっていたと思うのですけれども、もともとこれはコロナの関係を含めて考えれば、繰越明許費として議案を上程すべきではなかったのかというふうにも思われるのです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（浅海 忠議員） 消防本部次長。

（黒沢敬三消防本部次長兼危機防災管理監登壇）

黒沢敬三消防本部次長兼危機防災管理監 3番、黒澤議員のご質問にお答えをいたします。

高圧受電設備高圧気中負荷開閉器・高圧引込ケーブル更新工事の工事期間につきましては、当初より準備工事を含めて短期間で完了することが可能であると認識をしておりました。その後、受注契約者から申告で遅延の申出がなされたことから、年度内事業が完結できず、今回の繰越明許費の追加をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 議案第8号 ちちぶ広域消防防災拠点施設条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。本条例は、ちちぶ広域消防防災拠点施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき制定したいものでございます。

本条例では、第1条で本施設の設置を定め、第2条に利用目的について、第3条から第5条に本施設の利用要件を、第6条から第10条に施設利用における許可制限等を規定し、第11条から第13条に施設利用における利用者に対する遵守事項及び義務要件を規定いたしました。

なお、施設利用者は、圏域内の自主防災組織及び消防団等を想定していることから、第14条により使用料を無料としております。

本条例の施行につきましては、令和3年6月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（浅海 忠議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。2点ほどお伺いさせていただきます。条例制定に伴いまして、今回ちちぶ広域消防防災拠点施設における規則とか規定類ですね、細則、地方自治法第244条の2第1項見ますと、他市とか他市町村いろんな制限ですね、細かな制限、例えば飲食しては駄目だとか、そういうものがされているのですけれども、今回条例を制定した後に、そういった細則等の制定はどのようにお考えかをまずお伺いさせていただきます。6月1日からということですから、もう近々の話だと思しますので、その辺をお伺いさせていただきます。

それから、2つ目が施設利用者についてですけれども、先ほどの議案説明では、圏域内の自主防災組織及び消防団等を想定しているということなのですから、自主防災組織と消防団とした理由についてお伺いさせていただきます。

議長（浅海 忠議員） 総合調整幹。

（小茂田 浩総合調整幹兼消防署長登壇）

小茂田 浩総合調整幹兼消防署長 3番、黒澤秀之議員の条例に伴い、ちちぶ広域消防防災拠点施設における規則、規定、細則等の整備についてお答えいたします。

規則の制定は、ちちぶ広域消防防災拠点施設条例施行規則として、条例と同日で施行する準備を

しております。また、細則につきましては、ちちぶ広域消防防災拠点施設運用マニュアルを策定し、条例及び規則に合わせて準備しております。

制限とのお話ですが、遵守事項を定めております。これにつきましては、規則で定めることとしております。例といたしまして、施設の使用制限、また人数を超えての利用制限、安全管理の徹底を図るためのヘルメットの装着等、また所定場所以外での飲食、喫煙等の禁止等、また販売、寄附金等の募集行為等の制限等も含め、計11項目を定めさせていただいております。

次に、利用者を自主防災組織と消防団とした理由でございますが、近年地震や風水害等の大規模災害や局地的な豪雨による災害が各地で発生しており、そのたびに公助の限界が指摘されているところでもあります。秩父地域の人口が減少に向かう中で、住民が大規模災害時にも自らの安全は自ら守る自助の実践が重要であり、その実現のためには、災害に対する意識、知識の向上を図ることが課題であり、自主防災組織構成員である住民が訓練体験を積むことは重要であると考えております。また、消防団につきましては、地域防災の一翼を担う中、その活動は複雑多様であり、災害現場での危険性が増しているところがございます。その対策として災害活動技術の向上を図ることが、地域の安心、安全を守る上で重要であると考えております。

以上のことから自主防災組織、消防団を想定している理由とさせていただいているものでございます。以上です。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。再質問させていただきます。

すばらしい施設ができました。広域として、先ほど答弁があったように防災について自助の力を養成するというところで、できれば多くの人に利用していただくほうがいいかなというふうには、意見ではなく感想として申し上げます。

再質問なのですがけれども、令和2年4月1日現在における圏域内の市町における自主防災組織率見ますと、秩父市と横瀬町、皆野町は100%ですね。長瀨町が95.3%、小鹿野町は23.6%の組織率となっているようであります。当該施設の要旨ですね、先ほどありました地域の防災力強化、災害に強いまちづくり等や当該施設の利用目的、本条の第2条に規定されております。それから施設の有効利用の観点から自主防災組織、今回使えることになった自主防災組織と消防団ということですが、自主防災組織率が100%にっていない中で、こういった利用者を規定するわけでありまして、その自主防災組織率についてどのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

議長（浅海 忠議員） 総合調整幹。

小茂田 浩総合調整幹兼消防署長 黒澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

施設利用につきましては、利用目的に沿い、より多くの方にご利用いただけるよう努めてまいります。自主防災組織の充実が重要であり、組織率は注視されますが、自主防災組織率につきましては、構成市町に係る事務であると理解しております。

議長（浅海 忠議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） 次に、議案第9号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、新井利朗議員の退席を求めます。

（13番 新井利朗議員退席）

議長（浅海 忠議員） 当局に説明を求めます。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議案第9号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

組合監査委員のうち組合議会議員の監査委員につきまして、秩父市議会選出の小櫃市郎議員に務めていただいておりますが、5月10日付をもちまして監査委員の辞職願が提出され、現在欠員となっておりますのでございます。つきましては、後任に長瀬町議会選出の新井利朗議員を議会の同意を得て選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

新井利朗議員の住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

以上で議案第9号の説明を終わりとさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（浅海 忠議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立であります。

よって、議案第9号はこれを同意することに決しました。

13番、新井利朗議員の入場を求めます。

（13番 新井利朗議員入場）

○閉会の宣告

議長（浅海 忠議員） 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時03分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月28日

議 長 浅 海 忠

前 議 長 四 方 田 実

前副議長 赤 岩 秀 文

署名議員 黒 澤 克 久

署名議員 関 根 修

署名議員 林 豊